

時 報

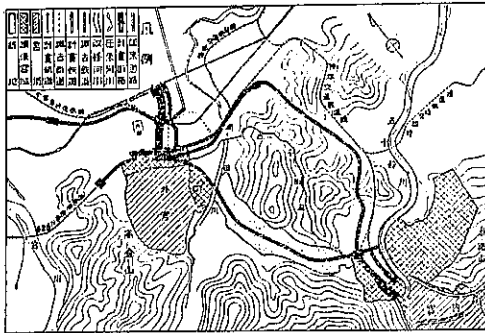
第 27 卷 第 0 號 昭和 16 年 6 月

神宮關係施設整備事業起工祭

多年の懸案であつた伊勢の内宮及び外宮の宮城内外に亙る關係施設の整備事業は法制並に豫算の整備、内務省神宮關係施設造營所の設置により愈々實現の運びとなり、去る 3 月 30 日を期して内務大臣その他關係大臣、貴衆兩院議長、各廳關係官、三重縣及び宇治山田市等地元官民多數の出席下に盛大なる起工祭が行はれた。時局柄邦家のため洵に慶賀の至りに堪へない。

本誌に既報の如く昭和 13 年 7 月神宮關係施設調査會は内務大臣にその具體案を答申したので、政府に於いては昭和 14 年豫算 35 000 圓を計上し、その具體的調査を進めると共に、更に次の式年遷宮に當る昭和 24 年までに神宮關係施設の主要なる部分を完成せしむる爲、之を第一期事業として 18 381 000 圓の繼續豫算を計上し、昭和 15 年度より昭和 24 年度に至る 10 年繼續事業として内務省に於いて直轄施行することになつた。第一期事業の範圍及び執行年度割次の如くである。

圖 1. 神宮關係施設整備事業要圖



第一期事業の範圍

- 宇治橋前廣場に接する市街地帯の宮城擴張整備
- 宇治橋前面民有山林地帯の宮城擴張の一部
- 宇治橋前面廣場境界道路の新設
- 館町平坦地帯の宮城擴張整備
- 内宮宮城内の民有地買収並貸下地の回收の一部
- 五十鈴川水源涵養事業
- 五十鈴川宇治橋附近改修
- 外宮宮城前面の擴張整備
- 外宮宮城前面道路の新設
- 外宮宮城東側地域の擴張整備の一部
- 勅使館の新築
- 祭主官舎の移轉改築
- 神宮司廳の移轉改築
- 參宮急行電鐵終端驛の移轉

- 神都交通電車線路の移設
- 外宮參道の新設
- 山田町地内軌道移設道路の新設
- 御幸道路の整備の一部
- 内宮參道の整備
- 新國道新設の一部
- 府縣道宇治山田五ヶ所線の整備
- 五十鈴川左岸道路の新設
- 宇治町地内軌道移設道路の新設
- 浦田橋筋道路の整備
- 神社港線連絡道路の新設
- 宇治町下水幹線の敷設
- 外宮前暗渠の移設

執行年度割

昭和 15 年度	200 000 圓
同 16 年度	566 408 圓
同 17 年度	771 500 圓
同 18 年度	2 341 697 圓
同 19 年度	2 814 000 圓
同 20 年度	3 438 920 圓
同 21 年度	3 272 384 圓
同 22 年度	2 626 260 圓
同 23 年度	1 489 255 圓
同 24 年度	860 576 圓
計	18 381 000 圓

本事業は神宮宮城並に公共用地擴張の爲用地の取得と多數家屋の移轉とを要するを以て、事業の圓滿なる遂行と街衢の整正とを期する爲、宇治地内及び山田地内に於いて、相當廣區域を劃して土地區劃整理を施行する。又本事業申道路、廣場、五十鈴川水源涵養、下水道、土地區劃整理等は宇治山田都市計畫事業として執行するもので、現行都市計畫法の運用のみにては本事業の特質に照し充分でなく、殊に行政官廳が土地區劃整理を施行する場合に於ける特別の規定を設くる必要あるため、昭和 15 年 4 月法律第 75 號を以て神宮關係特別都市計畫法制定され、同年 12 月勅令第 940 號を以て同法施行令公布された。

昭和 15 年 12 月勅令第 912 號を以て官制の公布に伴ひ、同月宇治山田市に神宮關係施設造營所設置され、こゝに愈々劃期的事業に著手の運びとなつたものである。(廣瀬可一)

デューベル使用の木橋

本橋は東京府西多摩郡小河内村字原地内に於て多摩川本流に架設せられるものであつて、目下東京市に於

圖-2. 笹原橋構造圖

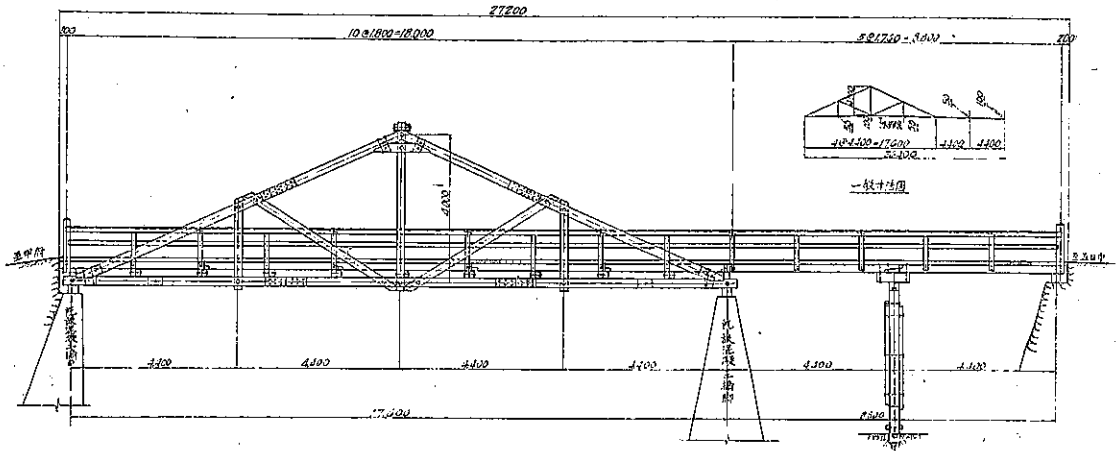


圖-3. 竣功せる笹原橋



て建設工事中の小河内貯水池水域内にあり、工事竣功後は水底に没するものである。尙本橋は府縣道162號青梅五日市線に屬して居るが、此の路線は大部分車馬の交通も出來兼ねる程の山道である。依つて附近の實情と以上の理由を考慮し本橋を選定架設することとせり。

舊橋は鐵筋コンクリート床版を有する方杖式I鋼桁橋であつたが、昭和14年流失したるを以て、其の復舊工事として着工2ヶ月餘にて昭和15年7月復舊せり。

本橋の如き形式は交通量多き重要路線には不適當なるも、本路線の如く交通量少なきか、鑛山又は水力發電工事場等の假橋として應用する時は好結果を得るのではないかと思はれる。デューベル1組にて約3.5t位の荷重は安全に取り得、又デューベルの挿入様式を考究する時はこの2倍又は數倍の荷重に耐へ得る様に出來ると考へられる。此の點大いに研究の餘地があらう。

構造は圖-2の如くキングポスト構にデューベルを應用したものにして、鋼材を出來得るだけ節約して長徑間の木橋を架設するのが目的であつた。

壓縮材及び引張材共に杉の押角を使用し、尙此の橋は東京府施行の敷島橋(土木學會誌第27卷第3號參照)に先んじてデューベルの強度試験を目的として設計せられたものにして、デューベル挿入に當つても穿溝器を使用する事なく、大工の手穿にてなされたるを

以て架設前迄は少々不安であつたが、實際架設に當つて何等の異狀もなかつた。

木材にデューベルを使用して引張力を取らしむるには、次の如き2,3の注意を必要と思はれる。

- (1) デューベルの挿入さるべき部分に正確なる溝を穿つこと。
- (2) 締付用ボルトと部材との間に挿入する座鐵には普通の標準より幾分厚く且つ大なる物を使用すること。
- (3) 引張材は締付用ボルトの爲に其の兩端に於て縦割を生ずる。その縦割の爲に生ずる破壊を防止する爲に部材の兩端を薄鐵板又は針金の類を以て緊結するを要する。(中島五郎)